

令和2年3月定例議会 議案概要			担当課	人権・同和教育課	種別	その他
議案番号	議案第2号	議案名	債権の放棄(琴浦町住宅新築資金等貸付金)について			
目的	回収の見込めない2名の債権について、放棄を行うもの。					
内 容	【放棄番号1】					
	1 契約内容等					
	貸付額		住宅新築資金 5,000,000円			
	契約日		昭和54年3月19日			
	償還期間		昭和54年9月30日～ 平成16年3月31日			
	利率		2%			
	2 現在までの経緯					
	(1) 借受人が平成6年に死亡 福岡県在住の子が不動産の相続人兼現債務者となる。					
	(2) 平成30年7月、琴浦町に空き家となっていた不動産を競売した。					
	(3) 現債務者及び保証人の生活状況から、これ以上の回収は困難であると判断した。					
3 支払状況						
		償還予定額 (元利合計)	支払済額	残額		
住宅新築資金		6,402,550円	5,687,275円	715,275円		
4 県補助金について						
鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金交付要綱第4条第3項第7号に該当し、未償還額(残額)の4分の3の助成を受ける。						
【放棄番号2】						
1 契約内容等						
貸付額		住宅新築資金 6,200,000円	宅地取得資金 4,980,000円			
契約日		昭和59年2月17日	昭和58年10月14日			
償還期間		昭和59年9月30日～ 平成21年3月5日	昭和59年3月31日～ 平成20年10月26日			
利率		2%	2%			

2 現在までの経緯

- (1) 平成13年、借受人は破産手続きによって、免責決定  
自己破産申立て後も自主納付を継続
- (2) 平成28年11月以降、借受人らの生活状況の変化によって、納付が  
困難となる。
- (3) 保証人は死亡しており、これ以上の回収は困難であると判断した。

3 支払状況

	償還予定額(元 利合計)	支払済額	残額
住宅新築資金	7,939,150円	5,917,471円	2,021,679円
宅地取得資金	6,376,925円	4,501,203円	1,875,722円
合計	14,316,075円	10,418,674円	3,897,401円

4 県補助金について

鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金交付要綱第4条第3項第9号に該当し、未償還額(残額)の4分の3の助成を受ける。

補足事項

鳥取県住宅新築資金等貸付助成補助金交付要綱(抜粋)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、特定助成対象事業又は償還推進助成対象事業を行う市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

3 償還推進助成対象事業に係る本補助金の額は、住宅新築資金等の償還を推進するのに要する次に掲げる経費の合計額に、4分の3を乗じて得られる額以下とする。

(7) 強制執行、配当参加、抵当権の実行等により債権の保全を最大限に図っても、借受人からの回収が著しく困難であり、かつ、保証人からの償還も困難と認められる未償還金(強制執行等による回収額を控除した額を限度とする。)

(9) その他知事が特に必要と認める経費